

(第6回調査検討委員会提出資料4-1)

世界の牛海綿状脳症（BSE）の発生状況と主要各国及び我が国の対応について

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|--|
| 1985 以前 | ・英国でBSEの第1症例の臨床症状確認（1985年） | | | | | | | ・1966年から、動物に由来する家畜飼料について、NZ以外の国からの輸入を禁止 |
| 1986 11月 | ・英国内で初めて確認 | | | | | | | |
| 1987 10月 | ・英国において、BSE感染脳に異常プリオンを見つけ、BSEはプリオニン病であるとした。 | | | | | | | |
| 1988 5月 | ・OIE総会において、英國政府より、新疾病としてBSEの発生を報告 | | | | | | | ・生きた牛について、英國及びアイルランドからの輸入を禁止 |
| 6月 | | ・届出の義務化 | | | | | | ・輸入した牛が生存している場合、検疫サーベイランスの下に置き、動物や人間の食物連鎖に入り込まないようにした。 |
| 7月 | | ・反すう動物由來のたん白質について、反すう動物への飼料としての販売・供給・使用を禁止 | | | ・ | | | |
| 10月 | ・英国でBSE牛の脳の脳内接種でマウスが感染 | | | | | | | |
| 11月 | ・BSEを人畜共通伝染病に指定 | | | | | | | |
| 1989 7月 | | ・1988年7月18日以前に生まれた牛及びBSE感染又は疑いがある牛の子について、英國から加盟国への輸出を禁止 | | ・子牛の肉及び内臓について、英國からの輸入を禁止 ・肉骨粉について、飼料としての英國からの輸入を停止 | | ・生きた反すう動物とその製品（肉、肉製品及び肉骨粉等）について、英國及びBSE発生国から輸入を禁止（輸入許可書の不発給による。なお、輸入禁止規則発効は、91年12月） | | |
| 8月 | | | ・1988年7月18日以前に生まれた牛及びBSE感染又は疑いがある牛の子について、輸入を禁止 ・肉骨粉について、反すう動物用飼料としての英國からの輸入を禁止 | | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|------------|----------------------------|--|--|---|----------------------|--------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 11月 | | ・SBO(英国でと殺された6ヶ月齢以上の牛の特定臓器(脳、脊髄、胸腺、腸(十二指腸以下)、脾臓、扁桃))について、食用のための販売を禁止 | | | | | | |
| 1990 2月 | ・英国でBSE脳接種で牛感染、経口でマウス感染が確認 | | | ・肉骨粉について、動物用飼料としての英国からの輸入を禁止 | | | | ・BSEを確認するための牛の脳の検査を含むサーベイランスプログラムを開始 |
| 3月 | | | ・英国から輸出される牛の年齢を6ヶ月未満に制限(ただし、6ヶ月齢になる前にと殺されなければならない) | ・牛のいくつかの組織(脳、脊髄、胸腺、扁桃、脾臓、腸)について、食用として英国からの輸入を禁止 | | | | |
| 4月 | | | ・E Uが届出疾病に規定 ・と殺時に6ヶ月齢以上の牛由来の脳、脊髄、胸腺、腸、脾臓、扁桃について、英国から他の加盟国への輸出を禁止 | | | | | |
| 5月 | | | | | | | ・と畜前検査等の結果、神経疾患その他BSEを疑う兆候の認められた牛について、脳の検査を行う「アクティブサーベイランスプログラム」を開始 | |
| 6月 | | | | ・英国から輸入される牛の年齢を6ヶ月未満に制限(ただし、6ヶ月齢になる前にと殺されなければならない) ・家畜伝染病に指定し届出を義務付け ・家畜衛生措置を実施 | ・生きた牛について、英国からの輸入を禁止 | ・生きた牛、牛肉、牛肉由来副産物及び肉骨粉について、英国からの輸入を禁止 | ・獣医師、生産者、研究所の病性鑑定担当者等に対し、BSEの臨床症状や診断に関する研修を開始 | |
| 7月 | | | | ・動物由来たん白質(乳、卵、魚からのものを除く)について、牛の飼料として使用することを禁止 | | | | |
| 9月 | | ・SBO及びSBOを含む飼料又はSBO由来のたん白質を含む飼料について、すべての動物の飼料としての販売・供給・使用を禁止 | | | | | | |
| | | ・SBO又はSBO由来のたん白質を含む飼料の他の加盟国への輸出を許可制 | | | | | | |
| 10月 | ・OIE会議でサーベイランスを推奨 | | | | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|------------|--|-----|---|--|-----------------------------|--|-----|-----------------------------|
| 11月 | ・スイス(国内牛)で初めて確認 | | ・E C 指令(90/667/EEC)で畜産物残さの処理基準を決定(最低133℃ 20分、3気圧) | | | ・6ヶ月齢を超える牛の脳、眼、脊髄、脾臓、胸腺、腸、肉眼で確認できるリンパ及び神経組織、リンパ節について、食用として利用を禁止 | | |
| 12月 | | | | ・BSEの兆候を呈している牛の検出や病気の進行を追跡するため臨床疫学サーベイランス全国ネットワークを構築 | | ・BSEを届出対象とし、サーベイランスを実施 ・BSEを疑う動物について、と殺及び脳の検査を実施 ・感染した動物の死体の焼却、感染した動物から得られた精液、未受精卵及び受精卵について、廃棄 ・感染もしくは感染を疑う牛から得られた牛乳について、販売を禁止 ・感染牛の産子について、入れ墨の実施及び輸出を禁止 ・反すう動物への肉骨粉の給餌を禁止 ・肉骨粉については、飼料として、スイスの基準に従って製造する供給者のみから輸入 | | |
| 1991 2月 | | | | | | | | ・生きた牛の輸入制限をフランス及びスイスを含むよう拡大 |
| 4月 | | | | | | | | |
| 5月 | ・フランス(国内牛)で初めて確認 | | | | ・BSEを動物伝染病予防法に基づく届出義務伝染病に指定 | | | |
| 7月 | ・BO(英国で死んだ又はと殺された6ヶ月齢以上の牛の臓器(脳、脊髄、胸腺、腸(十二指腸以下)、脾臓、扁桃))及びBO由来たん白質を含む飼料について、第三国への輸出を規制 | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|------------|---|--|-----|---|--|---|-----|-----|
| 11月 | ・W H Oが「感染症の有効な減少または除去方法」を報告(134 ~ 138 18分間の蒸気滅菌又は 132 1時間の高压蒸気 滅菌等) | ・S B O由来肉骨粉について、肥料への使用を規制 ・S B O由来たん白質の農場からの移動を規制 | | | | | | |
| 1992 2月 | | | | ・畜産副産物について、高危険部位と低危険部位に分類するとともに、処理方法を規制 | | | | |
| 3月 | ・英国での発生ピーク (3万7千頭) ・ドイツで輸入牛で初めて確認(O I Eへの通知は94年1月) | | | | | | | |
| 5月 | | ・B S Eの疑いがある牛の受精卵について、E U域内貿易を禁止 | | | | | | |
| 7月 | ・デンマークで輸入牛で初めて確認 | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | |
| 1993 2月 | | | | | ・危険性の高い畜産残さについて、133、20分、3気圧で処理(それ以前は120、30分あるいは130、20分) ・危険性の高い畜産残さ及び反する動物の残さについて、認定した供給者により133、20分、3気圧で処理されたもののみ輸入 | ・サーベイランスの対象をと畜前に死んだ牛等(死廻用牛又は起立不能の牛)まで拡大 | | |
| 11月 | ・マーストリヒト条約発効(E U誕生) | | | | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|------|---|--|---|---|---------------------------|-----|---|-----------------------------|
| 1994 | | | | | | | ・新技術（免疫組織化学的検査法）を導入し、サーベイランスを拡大 | |
| 2月 | | | | | | | | |
| 6月 | | | ・ほ乳動物由来たん白質（非反すう動物由来のものを分別した場合を除く）について、反すう動物への飼料としての給与を禁止 | | | | | |
| 7月 | | | ・英国は、家畜や公衆の健康への全てのリスクを避ける方法で6ヶ月齢以上の牛の脳、骨髄、胸腺、扁桃、脾臓、腸が除去し処分されるよう適切な措置を実施する | | ・6ヶ月齢以上の英國産牛について、と殺の義務を解除 | | | |
| 8月 | | | | | | | ・BSEが発生した国において、飼養又はと殺された牛の特定危険部位を含んでいない健康補助食品や化粧品を製造・輸入するよう勧告 | |
| 11月 | ・イタリアで輸入牛で初めて確認 | ・2ヶ月齢以下で死亡したものを除き、全ての牛の胸腺及び腸について、SBOに追加 ・全てのほ乳類のSBOを反すう動物飼料への使用禁止 | | | | | | |
| 12月 | | | | ・動物由来たん白質（乳、卵、魚からのものを除く）について、使用禁止の対象を反すう動物に拡大 | | | | |
| 1995 | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | |
| 5月 | ・WHOが、「BSEとスクレイピーの不活性化処理」について報告（134～146 60分の高圧蒸気滅菌） | | | | | | | |
| 1996 | ・英国政府諮問機関によるBSEと変異型CJDの関連性の可能性を発表 | ・ほ乳動物由来の肉骨粉飼料について、販売及び全ての家畜、魚、馬類への給与を禁止 | ・英国からの生体牛、牛精液、受精卵、肉、肉骨粉等について、加盟国及び第三国への輸出を禁止 | ・英国からの牛の輸入の禁止 ・英国から既に輸入された子牛を焼却処分するため移動禁止 | | | ・牛肉生産者団体、牛乳生産者団体、めん羊の団体、獣医学会、獣医系大学の連合会等が、反すう動物由来たん白質について、反すう動物への給与の自主的禁止を勧告 | ・豪州、NZ政府の合同機関として、豪・NZ食品局を設置 |
| 3月 | | | | | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|----|---|--|-----|---|--|-----|-----|---|
| 4月 | ・「ヒトおよび動物の伝達性海綿状脳症に関連した公衆衛生の問題に関するWHO専門家会議」が勧告を公表 | ・ほ乳動物由来の肉骨粉及びほ乳動物由来の肉骨粉由来物質あるいは、ほ乳動物由来の肉骨粉を含む物質について、農業用肥料としての使用を禁止 | | ・汚染された肉骨粉を食べたおそれのある牛の特定危険部位を食用及び飼料からの除去（特定危険部位は焼却される） | | | | ・英国産牛肉及び牛肉製品を含む特定製品について、輸入を禁止 |
| 5月 | | | | | ・牛の頭蓋の中の脳、脊髄、眼及び扁桃並びに死体全体について、焼却 ・12ヶ月齢を超える牛の頭蓋の中の脳、脊髄、眼及び扁桃並び死体を使用していない肉骨粉のみ輸入 | | | ・畜産業界が、反すう動物由来の肉骨粉について、反すう動物への給与を自主的に禁止 |
| 6月 | | | | ・特定危険部位（反すう動物の脳、脊髄、眼）について、食用及び家畜飼料からの除去並びに焼却処分 ・全ての種の動物の死体について、焼却を義務付け | | | | |
| 7月 | ・と殺時に30ヶ月齢以下であることが証明されない限り、1996年3月29日以降にと殺された牛の肉を人の消費向けに販売することを禁止 | | | | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|------------|--|-----|---|---|--|--|-----|-----|
| 9月 | | | | | | ・ B S E 感染牛が生んだ子について、全てを処分 | | |
| 12月 | | | | | | ・ 90年12月1日より前に生まれた牛にB S E が発生した場合、その群れの全ての牛のうち、90年12月1日以前に生まれた全ての牛を処分 ・ 90年12月1日以降に生まれた牛にB S E が発生した場合、その群れの全ての牛を処分 ・ 生きた牛及び小反すう動物について、肉骨粉の反すう動物への給与を禁止している国からのみ輸入 ・ 牛肉を使った製品について、特定危険部位の使用が禁止あるいは特別な保証がなされている国からのみ輸入 | | |
| 1997 2月 | | | | | | | | |
| 3月 | ・オランダで国内牛で初めて確認（3月） | | | | ・ 連邦食料農林省が、独国内にいる英國産牛及びイスイス産牛について、全て殺処分に付することを決定 | | | |
| 4月 | ・労働党ブレア党首から依頼を受けたロウェット研究所のジェームズ教授が食品基準庁に関するレポートを公表 | | | | | | | |
| 5月 | ・O I E が、肉骨粉の加熱処理基準を設定（湿熱133℃以上20分3気圧） | | | | | | | |
| 7月 | | | ・伝染性海綿状脳症(T S E)のリスクのある原料の使用禁止を決定（なお、この決定は、結局施行されていない） ・ 1998年1月以後、E U域内で牛等の特定危険部位(S R M)のあらゆる用途での使用の禁止 E U域外からE Uへの食品、医薬品、化粧品等を輸出する際には、使用禁止物質を使用していない旨の証明書が必要を決定 | | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|------------|--------------------------|--|----------------------------------|---|---|---|--|-----------------------|
| 8月 | | | | | | | ・大部分のホ乳動物由来のたん白質について、牛その他の反すう動物への給与を禁止 | |
| 10月 | ・ルクセンブルグ及びベルギーで国内牛で初めて確認 | | | | | | ・反すう動物由来の肉骨粉について、反すう動物への給与を禁止 | |
| 12月 | | ・消費者に渡る前に6ヶ月齢以上の牛から骨をとることにする（国産、輸入共に） ・と畜場での特定危険部位の除去の義務づけ ・特定危険部位及び30ヶ月齢以上の牛について、直接焼却か肉骨粉にした上で焼却・埋却 | | | | | ・生きた反すう動物と大部分の反すう動物由来の製品について、欧州からの輸入を禁止 | |
| 1998 1月 | ・リヒテンシュタインで国内牛で初めて確認 | ・めん羊・山羊の特定危険部位（SRM）や頭部について食用及び飼料としての販売・使用を禁止 ・北アイルランド産の牛肉の輸出の禁止の解除を決定（輸出の条件として、トレサビリティの義務化） | ・BSEに関する各国のステータス評価について、具体的な作業を開始 | | | ・牛、羊及び山羊の肉について、機械的に脊髄から取り除かれたものを食品製造に利用又は食品として供することを禁止 ・ゼラチン及び獸脂の生産について、特定危険部位の使用を禁止 | ・反すう動物の肉と加工品の輸入をBSE発生国だけでなく、検査体制の不十分な国からも規制 | ・全国TSEサーベイランスプログラムの設立 |
| 4月 | | ・伝染性海綿状脳症（TSE）の疫学的なサーベイランスを規定 | | | | | ・BSEを防止するために農務省の実施する措置について、その分析・評価を行うため、ハーバード大学との協力を合意 | |
| 6月 | | | | | | | | |
| 7月 | | | ・「食品の衛生安全性の監視及び検査の強化に関する法律」を制定 | | | ・以下の全ての牛について、検査・登録 ・感染動物がと殺される直前に同居していたもの ・感染動物の生産及び飼育農場のもの ・感染動物と一緒に農場で出生し飼育されていたものが同じ群れに属するもの ・脊柱、仙骨及び尾骨について、食用としての使用を禁止（133、20分、3気圧での加工処理したものについては、反すう動物以外の動物の餌として利用が可能） ・獸脂について、133、20分での処理を実施 ・焼却が必要な全ての特定危険部位について、着色を実施 | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|------------|---------------------|---|----------------------------|-------------|-------------------------|--|--|-----|
| 8月 | | | | | | | ・ナショナル科学アカデミーが食品衛生行政を再編するための立法措置を取るべきこと等を提言した報告書を公表 ・上記報告書を受け、大統領府に農務長官、厚生長官、環境保護長官、科学技術担当大統領補佐官で構成する「食品安全評議会」を設置（2001年1月のブッシュ政権発足後、活動停止状態） | |
| 1999 1月 | 英国以外のE U諸国において発生が急増 | | | | | ・普及した能動的チェックのBSE監視を導入 | | |
| 4月 | | ・ほ乳動物の畜産副産物について、処理基準(133℃、20分、3気圧等)を義務づけ | | ・食品衛生安全庁を設置 | | | | |
| 6月 | | | | | | | ・反すう動物由来の肉骨粉を反すう動物へ給与することを禁止していた措置を、さらに特定のほ乳類動物由来の物質を反すう動物へ給与することを禁止 | |
| 7月 | | ・英國産の牛肉の輸出の解禁を決定（家畜飼料に、ほ乳類の肉骨粉を禁止する措置（1996年8月）以降生まれた英國の牛について、牛の生まれた日を基準に輸出する枠組み） ・ほ乳動物の畜産副産物(ペッ豆腐を除く)について、処理基準(133℃、20分、3気圧等)を義務づけ | | | | ・感染動物が出生し飼育された群れにおいて、感染動物の出生前後1年以内に生まれた全ての牛を焼却処分 ・血粉について、反すう動物への飼料としての給与を禁止 | | |
| 9月 | | | ・現欧州委員会体制発足（保健・消費者保護総局を設置） | | | | | |
| 10月 | | | | | | | ・死廻用牛（起立不能など）のサーベイランスを拡大 | |
| 11月 | | | ・食品基準法を制定 | | | | | |
| 2000 1月 | | | ・「食品の安全性に関する白書」公表 | | | | | |
| 2月 | ・デンマークで国内牛で初めて確認 | | | | ・生きた牛について、英国からの輸入の禁止を解除 | | | |
| 4月 | | ・食品基準法に基づき食品基準庁(FSA)を設置 | | | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|------------|--|--|--|---|---|---|---|-----|
| 6月 | ・農漁食料省とF S A、保険省とF S Aがそれぞれ業務を調整するための覚書を締結 | | | ・B S Eサーベイランス調査プログラムの実施(24ヶ月齢以上の牛について、切迫死を含むその死亡を報告することを義務付け、それらを検査) | | | | |
| 10月 | | | ・S R Mを除去・廃棄(食用、飼料用の禁止) | | | | | |
| 11月 | ・ドイツ及びスペインで国内牛で初めて確認 〔・フランスで発生が急増(年後半)〕 | | ・E U委員会が、食品庁(Food Authority)の設置等を内容とする包括的な「食品安全に関する規則案」を提案 | ・肉骨粉の使用禁止措置について、人の食用に供される全ての動物の種類に拡大 | | ・反する動物用飼料にわずかな肉骨粉の混入も許容不可 | | |
| 12月 | | | | ・肉骨粉飼料について、給餌を広く禁止 ・30ヶ月齢以上の全てのと殺牛及び緊急的にと殺された全ての牛について、B S E迅速テストを義務付け ・連邦厚生省が、背骨付近の肉を使用したと思われるソーセージについて、リコールを推奨 | | ・種を問わずレンダリングの結果得られた動物たん白質及び当該たん白質由来の製品について、欧州からの輸入を禁止 | | |
| 2001 1月 | ・イタリアで国内牛で初めて確認 | ・人と消費に用いられるためにと畜された30ヶ月齢以上の牛のB S E検査義務づけ ・動物由來たん白質について、全家畜への給与禁止(6月30日まで) ・家畜に給与される動物由來たん白質について、流通、貿易、第三国からの輸入及び第三国への輸出を禁止 ・食用に処理される30ヶ月齢を超える牛は全頭検査、農場内でまたは輸送中に死亡し、食用にならない牛(以下「死廢用牛」)は、一定数が無作為抽出・検査 | ・食用に供される30ヶ月齢以上の正常牛について、全頭検査を実施 | ・独食肉製品工業界が、自主的に背骨付近の肉の加工を自肅 ・連邦食料・農業省を改組し、新たに「連邦消費者保護・食料・農業省」を設置 ・24ヶ月齢以上の全てのと殺牛について、B S E迅速テストを義務付け | ・肉粉、肉骨粉、獸脂のミール、獸脂かす、飼料用骨粉、血粉、反する動物の残さから生産されるゼラチン、家きんのミール及び加水分解されたフェザーミールについて、全ての家畜用の飼料としての使用を禁止 ・精製されていない脂について、飼料として全ての家畜への給与を禁止 ・くず肉とそれから製造される中間生成物、特にミールと精製されていない脂について、輸出入を禁止 | ・F D A長官代行を議長として、海綿状脳症問題に関する各省庁運営委員会を設置(F D Aのほか、農務省通商代表、財務省等が参加) | ・保健行政省は、公衆衛生上の観点から、30ヶ月齢以上のE U諸国からの牛肉や牛肉加工品の輸入を一時的に停止 | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|----|-------|-----|-----|---|---|--|-----|--|
| 1月 | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・魚粉の反すう動物への給与を禁止 ・豚、家きん及び魚用の飼料を魚粉から製造することについて、製造会社がその旨を当局へ通知し、かつ、魚粉の配合が記録されている場合に限定 | | |
| 2月 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「BSE 対策法」を施行。飼料、レンダリング及び動物伝染病関係法を一括して改正し、BSE 対策を強化 | | | |
| 3月 | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア及びNZの農業資源管理評議会(ARMCANZ)は、反すう動物の特定の種類の飼料に関する現行の禁止措置を強化及び拡大し、それらの飼料の給与の禁止を監査するための法的措置を、州及び準州で導入することに合意 |
| 4月 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・96年7月以降に生まれた牛(特定危険部位の除去、肉骨粉の使用禁止以降に生まれた牛で、安全だと信じられていた)に初のBSE発見 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパ諸国からの牛肉及び牛肉製品について、輸入を一時停止 |
| 5月 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・30ヶ月齢を超える死廃用牛も全頭検査を決定 ・生きた牛の輸入について、BSEのステータス評価を行い、その評価に伴って、規制を行うことを決定 | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|-----|---|-----|---|--|---|--|-----|-----|
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・OIE総会において、OIE基準により加盟国のBSEステータス評価を行うことを採決 ・チェコで国内牛で初めて確認 | | <ul style="list-style-type: none"> ・動物由来たん白質の全家畜への給与禁止措置を延長 ・従来の30ヶ月齢を超える死廃用牛の全頭検査を24ヶ月齢に引き下げ ・と畜場で全てのSRMは除去され、色で染められ完全に廃棄される。 | | | | | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・農場段階で以下の牛をサーベイランスの対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・24ヶ月齢以上の全ての死亡牛 ・24ヶ月齢以上の全ての傷害牛 ・1996年8月1日～1997年7月31日に生まれた全ての牛 ・30ヶ月齢以上の任意抽出された牛 ・BSE感染牛産子で30ヶ月齢以上の全ての牛 ・動物性加工たん白質について、EU域内及び第三国から輸入を禁止 ・乳、乳製品を除き、動物性加工たん白質について、全家畜への給与を禁止 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・新BSE疫学サーベイラント計画の実施（BSEの研究を目的とした24ヶ月齢以上の危険牛の検査） ・健康牛の検査実施年齢を30ヶ月から24ヶ月に変更 | | | | |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本で初めて確認 | | | | | | | |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・スロヴァキアで国内牛で初めて確認 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・会計検査院が「Food Safety and Security」を報告 <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全を一元的に扱う組織の設立が必要である旨報告 | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|-----|-------|-----|-----|---|---|-----|-----|-----|
| 10月 | | | | | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|------------|--|---|-------------------------|---|---|-----|-----|-----|
| 11月 | ・スロヴェニアで国内牛で初めて確認 | | | | | | | |
| 12月 | ・フィンランドで国内牛で初めて確認 ・オーストリアで国内牛で初めて確認 | ・農場での死亡・傷害牛のサーベイランス対象年齢を30ヶ月齢から24ヶ月齢に引き下げ | | | ・消費者保護・食料・農業省が、リスク評価研究所 消費者保護・食料安全庁を新設すると公表 | | | |
| 2002 1月 | | | ・E U農相理が「食品安全に関する規則」を採択 | | | | | |
| 2月 | | | | | | | | |

| 年 | 主な出来事 | 英 国 | E U | 仏 | 独 | スイス | 米 国 | 豪 州 |
|----|-------|-----|-----|---|---|-----|-----|-----|
| 2月 | | | | | | | | |

注) 1 表中の印の事項については、措置月が不明であることを表している。

2 出典については、以下のとおり。

- ・英国については、英国政府刊行物センター(HMSO)のインターネットサイト(www.hmso.gov.uk)から入手した関係法令、英国政府発行「A Progress Report」、英國環境・食糧・農村地域省のインターネット(www.defra.gov.uk)から入手した「BSE Progress Report」(*)、英国政府 bse inquiry のインターネットサイト(www.bseinquiry.gov.uk)から入手した「The BSE Inquiry:The Report」
- ・E Uについては、E Uのインターネットサイト(<http://europa.eu.int>)から入手したE U規則、上記*と同じ
- ・米国については、関係法令、官報、米国政府のインターネットサイト(農務省 (www.aphis.usda.gov,www.fas.usda.gov)、食品医薬品庁(www.fda.gov.))から入手した"USDA action to prevent Bovine Spongiform Encephalopathy"、"FDA BACKGROUND"、"Office of Regulatory Affairs"のFIARS Import Alerts
- ・豪州については、豪州農林水産省のインターネットサイト (www.affa.gov.au)から入手した"key dates in the history"
- ・仏については、仏農業漁業省 (Ministère de Agriculture et de la Pêche)のインターネットサイト(www.agriculture.gouv.fr)のEsb-infoの項目から入手した"Evolution de la réglementation française et communautaire depuis 1990"
- ・スイスについては、スイス連邦経済省獣医局(Office vétérinaire fdral)のインターネットサイト(www.bvet.admin.ch)のESBの項目から入手した"Chronologie des mesures"、"10 Jahre BSE in der Schweiz"
- ・独については、連邦消費者保護・食糧・農業省のインターネットサイト(www.verbraucherministerium.de)のinformationen zu BSE のリンクサイト中のFachinformationen von Tieraerzten fuer Tieraerzte のBSEの項目から入手した"Massnahmen"

なお、これらの情報については、当該国の官報等によりその内容を確認していないものもあるため、今後修正することがあり得る。